

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：35413

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380021

研究課題名(和文) 共助社会を支える法構築に向けての、信託の大陸法的起源とその発展の研究

研究課題名(英文) The origin and history of trust-like devices in the civil law: toward a law system for the society of mutual assistance

研究代表者

吉村 朋代 (YOSHIMURA, Tomoyo)

広島国際大学・心理科学部・准教授

研究者番号：70284148

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：従来、ローマ法の信託遺贈は、遺贈の一種の補完として理解されてきた。しかし、「学説彙纂」を検証すると、信託遺贈解釈は間接的処分や擬制的解釈にまで広げられ、こうした技法は無効な遺言の救済にも活用されていた。信託遺贈の介在は、遺言/無遺言の区別を形式ではなく解釈が担うこと許し、遺言相続制度の形式主義を内側から揺るがすことになったといえる。信託遺贈がローマの遺言相続制度を意思解釈中心へと革新させたことが確認された。

また、保護を要する受益者への信託遺贈の場合、受益者の財産管理に伴う条件などにより、効果として受託者に受益者の適切な監護も託すことができ、信託遺贈を後見的財産管理に近づけることが検証された。

研究成果の概要(英文)：This study in the Roman law has shown that fideicommissa carried out a significant role in the innovation of legal interpretation. Fideicommissa have been commonly recognized as a kind of substitutive means for bequests based on Gaius's Institute. But researching many texts of fideicommissa in Justinian Digest we can find complicated and elaborated interpretation of wills and codicils to realize the intentions of deceased. Especially the constructive interpretation was used to rescue some dispositions in the invalid or obscure wills caused by constituting fideicommissa out of the wills. It means that fideicommissa had mitigated the distinction between testation and intestacy and that is an exact role of fideicommissa.

In case of the fideicommissa with beneficiary who needed support to live, the settlor could entrust the property management with his custody to the trustee. This type of fideicommissa might resemble a tutelary management of the property.

研究分野：基礎法学

キーワード：ローマ法 fideicommissum 遺言信託 遺贈 遺言解釈 後見 財産管理

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 平成 18 年の信託法改正以来、信託の適用が相続や扶養などの私的一般領域へ広がってきた。しかし、英米法由来の信託と大陸法系に属する我が国の公序（家族法秩序・財産法秩序あるいは取引法秩序）の相克という積年の課題は積み残されたままである。

(2) 欧米において、信託は法系を超えた *ius commune* の構築の格好の素材となって、研究が進められている（T. Honoré を嚆矢とする）。Civil Law / Common Law の架橋は容易ではないが、すでに、ヨーロッパでは、EU 市場統合を背景に法系を超えた実践的な法統合への流れが加速している。マックス・プランク外国私法・国際私法研究所長 R. Zimmermann は、ヨーロッパの新たな *ius commune*（普通法）の創造には、西歐的法伝統の共通の基層に至る法史研究の役割が重要であると強調する。実際、国際的学者グループによる「ヨーロッパ契約法原則」（2000）、「ヨーロッパ信託法原則」（1999）等の起草は、こうした法学識がベースになっている。

(3) ローマ法に遡ると、信託類似の制度が用途に合わせて数々整備されていたことがわかる。信託遺贈はその一つであるが、ユスティニアヌス帝学説彙纂をみると、信託遺贈 *fideicommissum* に関係する法文は、多くの章に散らばって大量に残されており、死因による財産承継の複雑なニーズに応えつつ、高度な法発展を見せている。しかし、ローマ法信託遺贈に関する研究は、わが国ではまだ十分に展開されておらず、残されたフロンティアといえる。

## 2. 研究の目的

一般に、信託は英米法由来とされるが、本研究は、ローマ法の信託遺贈 *fideicommissum* を信託の大陸法的起源の一つと捉えて、その構造と法技術を分析し、この制度の持つ可能性を探究すると共に、英米的信託 *trust* との高次の接合を見出すことを目的とする。

ローマ法において信託遺贈は当初から、死後の財産処分と後見・扶養機能を結びつける方法、他益（公益も含む）を目的とした財産管理方法として活用され、家族に限らない様々な共助関係に資してきた。D. Johnston によれば、ローマ法では、信託を、英米法のような抽象的な信託 *fiducia* 概念としては発展させなかったが、信託的な制度（信託遺贈 *fideicommissum*）と信託的な任務（後見人 *tutor*）とで対応していた（*Trusts and Trust-Like Devices in Roman Law* (1998)）という。

我が国では平成 11 年に成年後見制度が整備されたが、身上監護と財産管理の連結や、後見人の職務の適正を担保する制度につい

て、十分な理論構築がなされているとはいえ、制度が普及してゆくに連れ、実務の不安定にも繋がっている。信託遺贈にみられる後見的機能を検証することで、多様なニーズに対応するための後見的財産管理のための法的手段を探求する。さらに、家族関係が変容した現代、新たな相互扶助関係を支える法的基盤が切望されるが、信託遺贈を媒介として相続・遺贈・扶養・後見を一体に理解することで、既存装置を新しい運用につなげるための基礎研究を提供することを目的とした。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究の基礎資料としては、ユスティニアヌス帝法典（学説彙纂、勅法彙纂、法学提要）に収録される関連法文、およびガイウス法学提要の検討が中心となるが、それ以外にケケロなどの法廷弁論、さらに文学作品や碑文などの非法律文献も利用した。こうした資料を整理・検討することが本研究の基礎となる。

(2) まず、信託遺贈の法解釈技術を総論的に整理して相続・遺贈制度との関わりを技術的側面から明らかにした。その後、各論的な課題を検討することで、後見・扶養の実質的保証の技法を解明した。

(3) 先行研究の検討。イギリス法の信託との比較にも目配りしつつ、ローマ法の信託遺贈を新しい視点から取り上げた、D. Johnston, *The Roman Law of Trusts* (1988) の他、ローマ相続法の体系書である P. Voci, *Diritto ereditario romano*, I (1967), II (1963)、蘭英の二度の植民地経験の歴史から、ローマ法（ローマン・ダッチ・ロー）とイギリス法を混合して適用する法体系にある南アフリカの信託研究の基本書 Cameron, De Waal, *Honoré's South African Law of Trusts* 5th ed. (2002) など。

## 4. 研究成果

### (1) 信託遺贈の解釈技術の展開

従来、ローマ法の信託遺贈は、ガイウスおよびユスティニアヌス帝の「法学提要」の記述を主たる根拠として、遺贈の一種の補完として理解されてきた。しかし、本研究において、「学説彙纂」の法文を検証すると、信託遺贈は遺言相続法体系全体を「厳格な形式主義から意思主義へ」と展開させる起動力となっていたことがわかった。

本研究では、信託遺贈の解釈技術、とくに意思解釈の方法を明らかにした。このうち、出発点となるガイウス「法学提要」の分析と文言解釈の技法については、本研究の開始前に成果を公表している。したがって、本研究では、それに続く過程として、黙示の意思を再構成する擬制的 *constructive* な解釈方法

(目的論的解釈)を中心とした信託遺贈解釈の技法と、解釈の鍵となる故人の「意思 voluntas」がいわゆる裸の意思ではないことを明らかにした。

遺贈を設定するには、限られた用語が有効性の要件として閉じたかたちであるが、信託遺贈の用語は開かれていた。いくつかの用語は信託遺贈の設定意思の重要な証明になったが、それ以外の用語が使われた場合でも、個別に設定者の信託遺贈の設定意思が吟味された。したがって、信託遺贈は、遺言者(設定者)の意思解釈が広く深く試される場になった。

法文からは、次のような意思解釈が抽出された。

#### 間接的な表現で信託遺贈を認めたケース

(Paul. D. 36. 1. 76pr.)

信託遺贈を設定する典型用語も使用されておらず、受託者、受益者、移転すべき財産または為すべき行為の明確な指示もないが、遺言者(設定者)が遺した文言の意図(黙示の意図)から、信託遺贈が相応しい形式と認定されている。

#### 遺言者(設定者)の想定していない状況が生じたケース

(Pap. D. 36. 1. 59, 1)

遺言者(設定者)は、信託遺贈の前提として条件を提示していたが、これら想定していた条件とは異なる状況になって遺言者の信託遺贈の指示が役に立たない事案である。法学者は、「信託遺贈においては意思が考慮されるべき」として、遺言者(設定者)の信託遺贈の核心となる黙示の意図を彼の指示から引き出し、新たな状況であれば遺言者(設定者)は財産を誰に渡そうとしたかを推定して、信託遺贈を認定している。

#### 無効になった信託遺贈を設定者(遺言者)の意思に基づく擬制的解釈によって蘇らせるケース

(Celsus D. 31. 29pr.; Scaev. D. 34. 1. 13pr.; Scaev. D. 33. 2. 34.)

いずれも、要となる受託者の設定に問題があったために、遺言者(設定者)の設定した信託遺贈が無効になっている事案である。しかし、遺言者(設定者)の意思の解釈から、受益者への財産処分等を実現すべく、遺言者から財産を継承した者を新たに受託者として信託遺贈が再構成されている。

黙示の意思の容認は、解釈者の恣意と裁量を大幅に許すことになりかねないため、ローマ法でも慎重に適用された。これらの例では、無遺言相続の一般ルールが適用された場合に照らして、遺言者が文言によって避けようとした処分・行為、あえて実現しようとした処分・行為は何かを探られ、その意図を遺言者の「黙示の意思」として導いている。

さらに、信託遺贈の受託者についての二つの一般的条件についても吟味されている。即

ち受託者が設定者から相続財産の利益を受領していること(「利益の原則」)、その利益は偶然に手に入ったものではなく、設定者の意思によること(「意思の原則」)である。

の例では、遺言者から財産を継承していて、これらの原則を充たす者を新たな受託者と解釈している。信託遺贈では、相続人でない者を受託者として設定できたし、受益者に信託遺贈の負担を負わせることもできた。また、受託者が特定の文言による要求で指名されることも要求されず、受益者または別の人に宛てられた言葉によって、ある者を間接的に受託者に設定できた。受託者設定の制度上の柔軟性が、受託者に指定されていなかった者を「黙示の意思」によって受託者と見なす擬制的解釈を可能にしたと言える。

#### 信託遺贈条項の挿入

(Scaev. D. 33. 2. 34.; Scaev. D. 32, 40, 1)

遺言者にとって最大の懸念は、遺言や小書付に遺した意思が無効になることである。しかし、遺言が無効になるとしても、上述の例のように、信託遺贈は遺言の処分行為のうちのいくつかを救済する手段を提供できる。

法律文献と史料からは、これに着眼した信託遺贈条項と呼ばれる挿入文の利用が明らかになる。取り上げられた事例では、遺言の最後に「私は私のすべての意思を相続人たちの信義に委託する omnem voluntatem meam fidei heredum meorum committo」という一文を挿入して、遺言の内容全般が包括的に相続人らの信義に委ねられていたが、結局、この条項が無効になるはずの遺言を救済する機能を果たした。こうした事例ばかりではないが、少なくとも救済の可能性はゼロではなかったということである。

信託遺贈条項の目的は明白で、遺言中の処分行為が無効になるという不慮の事態をカバーすることである。これは、市民法上の遺言を信託遺贈の形式で予備的に補強したものだだったが、結果的に、遺言と無遺言の境界を緩和することに繋がり、遺言の厳格な形式主義を実質的に後退させることになった。信託遺贈条項は、死因処分全体を変革していく重要な契機となったことが明らかとなった。

#### (2) 信託遺贈による遺言相続制度の変革

遺贈と信託遺贈は、ローマ法の中でも、より自由な解釈を発展させていった領域である。それは、死後の財産処分が、ローマ社会の中では、大きな財産が動く機会であり、多くの人々の思惑とニーズが噴出するが故に、柔軟な解釈が切望されたという背景がある。「厳格な形式主義を廃して、意思を中心とした自由な解釈へ」というシェーマがこの二つの制度の中で進行していったが、とりわけ信託遺贈において、新しい展開が可能であった。本研究の信託遺贈の解釈技術の検証によると、信託遺贈では、自由度の高い要件のために、間接的処分や擬制的信託遺贈も解釈可能

であり、無効な遺言の救済に活用された。こうして信託遺贈の柔軟な解釈は、遺言/無遺言の区別を形式ではなく、解釈が担うことを認めることになり、厳格な形式主義であった遺言相続制度を内側から揺るがすことになった。信託遺贈がローマの遺言相続制度を意思解釈中心へと革新させていったのだといえる。

また、この変革の役割を信託遺贈が担ったとすれば、従来、多くのローマ法教科書が拠り所とした2世紀の法学者ガイウス「法学提要」の評価も改める必要がある。ガイウスが遺贈と比較して列挙した信託遺贈の特徴は、類別すると受益者の範囲に制限がない、設定方法は、遺言だけでなく小書付によっても、また口頭でもよい、受託者には相続人だけでなく受遺者でも受益者でもなることができる、の三点にまとめられる(G.2.269-289)。これまで信託遺贈の主たる意義と捉えられたのは、の特徴である。ガイウスが、例えば外人のように、市民法上は直接利益を受けることができない者に財産を渡す手段として利用されたのが信託遺贈の起源であろう(G.2.285)と記したことを重視したものである。しかし、「学説彙纂」中の諸法文が示す信託遺贈の適用からは、むしろの特徴こそが、重要な性質であったといえよう。すなわち、設定方法の自由は、小書付などの簡易な方法でもよかったですだけでなく、間接的な言葉など、一見信託遺贈を設定しているようには見えない言葉であっても有効性を認めうる余地を与え、有効な遺言がない時でさえ信託遺贈が可能であった。また、受託者は、最小限の二つの原則を充たしさえすれば、誰からでも選べた。こうした信託遺贈の制度上内蔵された柔軟性が、相続法全体を革新する原動力となったことを改めて評価し直す必要がある。

F. Schulz は、「相続法はローマ人の法への意思の焦点」であり、それは特に遺贈に関する法で真実であるという。シュルツのこの言葉は、むしろ信託遺贈において最も当てはまると言ってもよいだろう。

### (3)各論的考察

ローマ法信託遺贈の構造や技法、法システム全体にもたらした意義等を踏まえ、各論として、特に信託遺贈の後見的機能を中心に検討した。

信託遺贈に関わるローマ法資料には、年少者や女性、庇護者等なんらかの保護を要すると思われる立場の者が受益者に設定されている事例が数多く見られる。信託遺贈は、遺言者がその財産の一部または全部を、受託者を介して、受益者に移転する方途だが、このような保護を要する受益者に対しては、単なる財産移転に留まらず、財産から生ずる果実や利子を受益者に年金として定期的に引渡したり、あるいは財産を一定期間保管あるいは運用した後に適切な時期に引き渡したりなど、受託者には単なる財産移転の中継者としての

役割以上のものが期待されている。そこには受益者のための財産管理に内包される形で適切な監護をも託する遺言者(委託者)の意図が観取される。この意図を実現するための法的仕組みと解釈の一つが、遺言者の意思解釈から、期限や条件の限定の中に処分行為を構成するなどのテクニックであり、こうした限定が、信託遺贈を後見的財産管理に近づけることがわかった。さらに、こうした限定は、同時に、託された財産の処分が完了する前に受益者が死亡した場合の財産の行方について決着する根拠ともなりうることもわかった。

加えて、この後見的機能を焦点に、英米法 trust との比較検討を行った。このとき、ローマン・ダッチ・ローの受容の上に英米法を継受し、現在も両者の共存の中で法システムを駆動する南アフリカの信託理論を読み解きの軸にして、遺言信託と信託遺贈 fideicommissum の対照から、英米法と大陸法の機能的な接合点と溝を明らかにした。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

吉村朋代「【書評】野田龍一著「遺言による財団設立の一論点 シュテューデル美術館事件と『学説彙纂』D.28.5.62pr.」(一)(二・完)『福岡大学法学論叢』第58巻第2号、第3号、法制史研究、査読無、64巻、2015年、514-518頁。

吉村朋代「信託遺贈の擬制的解釈」、広島法学、査読無、37巻1号、2013年、87-109頁。

〔学会発表〕(計 4 件)

YOSHIMURA, Tomoyo, 《'alumnus' and 'fideicommissum' in Roman Law》, Edinburgh Law and Classics Conference, 2015.8.25 (The University of Edinburgh, Edinburgh, UK)

吉村朋代「信託と信託遺贈 D.36.2.26.1 ; D.36.1.48.」, ローマ法研究会、2015年3月14日(京都大学・京都)

YOSHIMURA, Tomoyo, 《Remarriage in Roman law and the remarriage of Penelope》, Conference "Odysseus and the Odyssey", 2014.8.23 (Fondation Hardt, Genève, Suisse)

吉村朋代「遺言解釈の源流 ローマ法における遺贈と信託遺贈 fideicommissum」, 民法法研究会、2013年6月8日(広島大学・広島)

〔図書〕(計 2 件)

高橋和之・小早川光郎・能見善久・伊藤真・山口厚編『法律学小辞典(第5版)』, 有斐閣、2016年、1520頁、吉村朋代「信託遺贈」。

小川富之・吉村朋代・竹田智志・土居俊平・  
大島一悟・廣瀬孝壽・下田大介・古川瓊子・  
宍戸育世、『民法』、八千代出版、2015年、  
304頁、第1章1-2「通則」  
「人・法人」、7-24頁。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

吉村 朋代 (YOSHIMURA TOMOYO)  
広島国際大学・心理科学部・准教授  
研究者番号：70284148

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし